

電気通信工事業の建設工事の内容の見直しの検討について

試験基準に記載の電気通信設備の内容

- 第1回検討会において、技術検定試験基準に記載する電気通信設備の内容は、**告示で定める建設工事の内容**を踏まえた記載とすることでご了解を得た。

【建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める(告示)】

建設業法(昭和四十七年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容
電気工事	発電設備、受変電設備、配送電設備、構内電気設備等を設置する工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備 を設置する工事

施工技術検定規則 別表第一 (追加案)

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
電気通信工事施工管理	学科試験	電気通信工学等	1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等 (以下「 電気通信設備 」という。)に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。

前回のご指摘(電気通信工事の建設工事の内容)

○ しかしながら検討会の指摘事項として

建設業法上の電気通信工事業における建設工事の内容の記載は、ハードに関するものが中心であるが、セキュリティーなどソフトも大事であること、IP通信に関する内容も重要であることに留意すべきとのご指摘があった。また、「データ通信設備」より、「ネットワーク設備」とした方が、分かりやすいとのご指摘もあった。

○ 上記のご指摘を受け、建設工事の内容及び建設工事の例示について検討する。

現行の建設工事の内容及び建設工事の例示

建設工事の種類	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

建設工事の内容の見直し(案)

現行

建設工事の内容	見直しの方向
有線電気通信設備	有線設備と情報設備に整理
無線電気通信設備	無線設備と情報設備に整理
放送機械設備	
データ通信設備	ネットワーク設備(名称変更)と情報設備に整理

見直し(案)

建設工事の内容
有線電気通信設備
無線電気通信設備
ネットワーク設備
情報設備
放送機械設備

建設工事の例示	見直しの方向
電気通信線路設備工事	有線、無線に整理
電気通信機械設置工事	有線、無線に整理
放送機械設置工事	無線と放送に整理
空中線設備工事	無線に整理
データ通信設備設置工事	ネットワーク設備(名称変更)と各情報設備に整理
情報制御設備工事	情報処理・収集・表示設備に整理
TV電波障害防除設備工事	

建設工事の例示
有線電気通信設備工事
無線電気通信設備工事
ネットワーク設備工事
情報処理設備工事
情報収集設備工事
情報表示設備工事
放送機械設備工事
TV電波障害防除設備工事

現行

建設工事の種類	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事



見直し(案)

建設工事の種類	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、 ネットワーク設備、情報設備、 放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、ネットワーク設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、 放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事